

事 務 連 絡

平成 24 年 9 月 4 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中
(障害者自立支援給付支払等システム担当)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

障害者自立支援給付支払等システムにおける点検内容について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、平成 24 年 3 月 2 日開催の「障害者自立支援給付支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会」の中で、障害児施設から障害福祉サービスに転換した事業所（以下、「経過措置対象事業所」という。）に対する一部点検及び事業所の指定更新に係る点検について、障害者自立支援給付支払等システム（以下、「支払等システム」という。）での対応時期等に関しては別途連絡することとしていたところです。

これらの点検については、平成 24 年 10 月受付分以降の請求を対象に実施することを予定しております。（「別添資料」参照）

なお、事業所の指定更新に係る点検については、平成 24 年 10 月サービス提供分以降の請求を対象とすることを予定しているので、ご留意願います。

また、上記以外に、支払等システムにおいて、併せて対応を予定している点検の改善内容についても別添資料にお示しいたします。

都道府県におかれましては、管内市（区）町村及び障害者（児）施設・事業者等への周知方よろしくお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 給付管理係 重田、鈴木

TEL：03-5253-1111（内線：3009）

E-mail：syougaisystem@mhlw.go.jp

障害者自立支援給付支払等システムの点検について

障害者自立支援給付支払等システムにおける点検内容の改善について

平成24年3月2日開催の「障害者自立支援給付支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会」の中で、障害児施設から障害福祉サービスに転換した事業所（以下、「経過措置対象事業所」という。）に対する一部点検及び事業所の指定更新に係る点検について、障害者自立支援給付支払等システム（以下、「支払等システム」という。）での対応時期等に関しては別途連絡するとしていたところである。

これらの点検について、以下のとおり対応することとする。

■対応時期

平成24年10月受付分から

※ただし、事業所の指定更新に係る点検については、平成24年10月提供分以降の請求を対象とすることを予定しているため、実質平成24年11月受付分からとなる。

なお、経過措置対象事業所に関する点検については、平成24年4月提供分以降の請求を対象とすることを予定しているため、注意されたい。

また、上記以外に、支払等システムにて併せて対応を予定している点検の改善内容についても本資料に示す。

経過措置対象事業所に係る点検について

1. 現状

経過措置事業所に対する点検実施範囲を以下に示し、「×：見送り」としている点検については対応時期を別途連絡することとしていた。（○：当初より点検を実施 ×：見送り ー：点検無し）

No	点検内容	点検時突合台帳情報	
		事業所台帳	受給者台帳
1	本体報酬	○ 施設等の区分	○ 決定サービスコード
		× 利用定員数	
2	注 地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	○ 法人等種別コード	○ 決定サービスコード
3	注 利用者の数が利用定員を超える場合	○ 利用定員超過による減算の有無	○ 決定サービスコード
4	注 入所支援計画が作成されない場合	ー	○ 決定サービスコード
5	注 児童発達支援管理責任者専任加算（1日につき）	× 児童発達支援管理責任者専任加算の有無	ー
		× 利用定員数	
6	注 職業指導員を配置している場合（1日につき）	× 職業指導員体制の有無	ー
		× 利用定員数	
7	注 重度障害児支援加算	× 重度知的障害児収容棟設置の有無 肢体不自由児施設重度病棟設置の有無	○ 決定サービスコード
8	注 重度重複障害児加算	ー	○ 決定サービスコード
9	注 強度行動障害児特別支援加算	○ 強度行動障害児特別支援加算の有無	○ 決定サービスコード
10	注 幼児加算	ー	ー
11	注 心理担当職員を配置している場合（1日につき）	× 心理担当職員配置加算の有無	ー
12	注 看護師を配置している場合（1日につき）	○ 看護師配置加算の基準	ー
		× 利用定員数	
13	入院・外泊時加算	× 利用定員数	ー
14	自活訓練加算	○ 自活訓練加算（Ⅰ）の有無 自活訓練加算（Ⅱ）の有無	○ 決定サービスコード
15	入院時特別支援加算（月1回を限度）	ー	ー
16	福祉専門職員配置等加算	○ 福祉専門職員配置加算の有無	ー
17	地域移行加算	ー	ー
18	栄養士配置加算	○ 栄養士配置加算の基準	ー
		× 利用定員数	
19	栄養マネジメント加算	○ 栄養士配置加算の基準	ー
20	小規模グループケア加算	× 小規模グループケア加算の有無	ー
21	福祉・介護職員処遇改善加算	○ 福祉・介護職員処遇改善加算の有無	ー
22	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無	ー
23	経過措置該当サービスであることを確認する点検	○ みなし指定の有無	ー

2. 対応

前項の表で示した、「×:見送り」としている点検について、実施するよう変更する。
対象の点検については、以下のエラーコードを追加し、「警告」とする。
点検内容は、障害児入所支援で行っている算定要件に関する点検内容と同様。

- ・PA28:※受付:入院・外泊時加算の算定要件を満たしていません
- ・PA31:※受付:定員区分の算定要件を満たしていません
- ・PA80:※受付:栄養士配置加算基準の算定要件を満たしていません
- ・PA94:※受付:児童発達支援管理責任者専任加算の要件を満たしていません
- ・PA95:※受付:職業指導員加算の算定要件を満たしていません
- ・PA96:※受付:看護師配置加算の算定要件を満たしていません
- ・PA97:※受付:心理担当職員配置加算の算定要件を満たしていません
- ・PA99:※受付:重度障害児支援加算の算定要件を満たしていません
- ・PB01:※受付:小規模グループケア加算の算定要件を満たしていません

事業所指定更新に係る点検について

1. 現状

基準該当事業所以外の事業所からの請求に対して、平成24年4月に追加した指定更新に関する情報を基にした点検の実施時期については別途連絡することとしていた。

2. 対応

サービス提供年月が平成24年10月以降の基準該当事業所以外の事業所からの請求に対して、以下の点検を実施する。

- 点検1) 指定の有効期間内であること
- 点検2) 指定の有効期間外の場合、指定更新申請中であること
- 点検3) 指定の効力停止中でないこと

点検1、または点検2に該当しない場合、以下のエラーコードを追加し、「エラー」とする。

・EF18 : 受付: 指定有効期間外の事業所です

点検3に該当しない場合、以下のエラーコードを追加し、「エラー」とする。

・EF20 : 受付: 事業所指定が効力停止中の事業所です

なお、事業所台帳(サービス)(※)の指定有効開始年月日及び指定有効開始終了年月日が設定されていない場合、以下のエラーコードを追加し、「警告」とする。

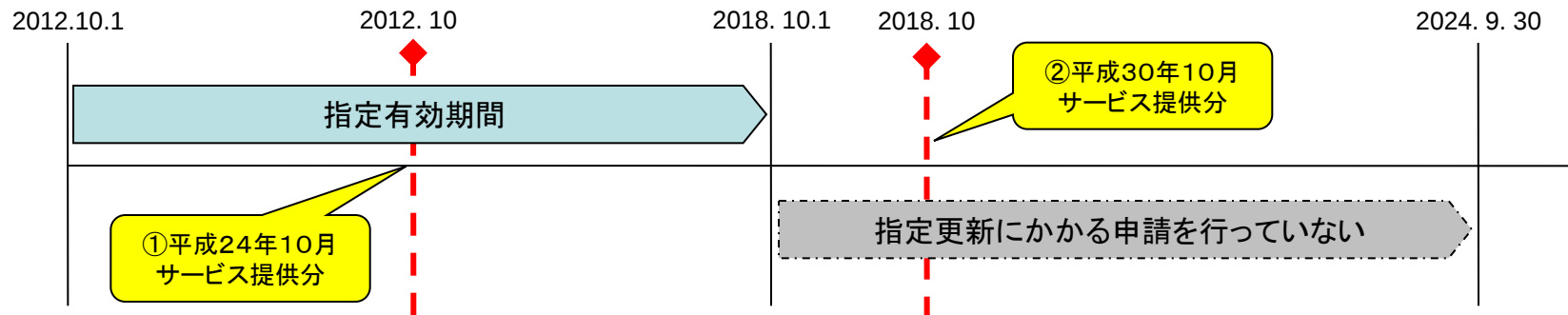
・EF19 : ※受付: 事業所台帳・サービス情報に指定有効期間が未登録です

※ 障害児支援の場合、障害児施設台帳(サービス)に置き換える。

参考:事業所の請求に対する点検について

支払等システムでは、事業所からの請求に対して、指定更新に関する情報を基に、以下の点検を実施する。

点検1) 指定の有効期間内であること



【点検で正常となる場合】

① 平成24年10月サービス提供分の請求の場合

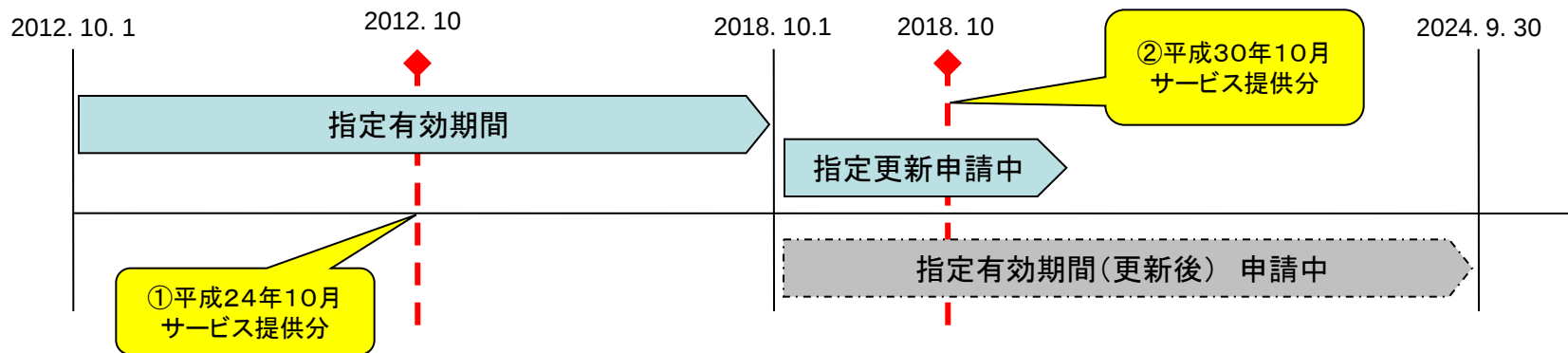
⇒指定有効期間内のサービス提供であるため、点検で正常となる。

【点検でエラーとなる場合】

② 平成30年10月サービス提供分の請求の場合

⇒指定有効期間外のサービス提供であるため、点検でエラーとなる。

点検2) 指定の有効期間外の場合、指定更新申請中であること



【点検で正常となる場合】

① 平成24年10月サービス提供分の請求の場合

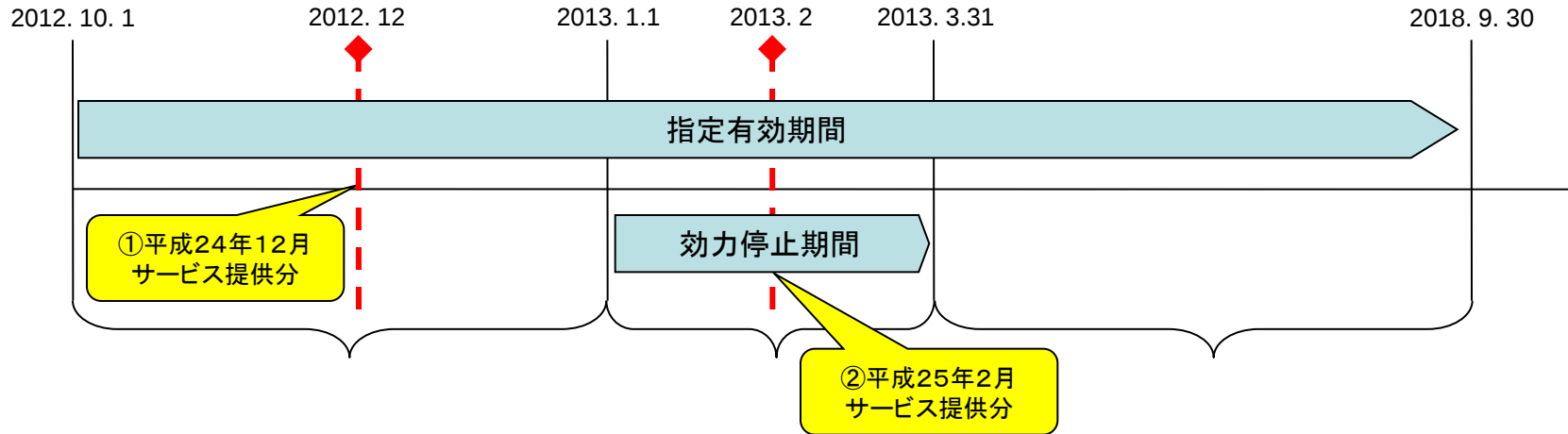
⇒指定有効期間内のサービス提供であるため、点検で正常となる。

② 平成30年10月サービス提供分の請求の場合

⇒指定有効期間外のサービス提供であるが、指定更新申請中であるため、点検で正常となる。

(※ 指定更新申請中でない場合、点検でエラーとなる。)

点検3) 指定の効力停止中でないこと



【点検で正常となる場合】

① 平成24年12月サービス提供分の請求の場合

⇒ 指定有効期間内のサービス提供であり、かつ効力停止期間外のため、点検で正常となる。

【点検でエラーとなる場合】

② 平成25年2月サービス提供分の請求の場合

⇒ 指定有効期間内のサービス提供であるが、効力停止期間内のサービス提供であるため、点検でエラーとなる。

その他の改善について

点検内容の改善一覧

その他、支払等システムにおいて改善する点検は、以下のとおり。

※ 凡例：者・・・障害福祉サービス 児・・・障害児支援

No	対象業務	対象(※)		タイトル	概要
		者	児		
1	台帳管理業務	○	○	所得区分コードと支給決定情報の関連について	所得区分コード「99:その他」の追加に伴い、所得区分コードと支給決定情報の関連が正しいことを確認するための点検を追加する。
2	支払等業務	○	○	福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の算定要件について	福祉・介護職員処遇改善(特別)加算について、法人等種別コードとの関連が正しいことを確認するための点検を追加する。
3	支払等業務	○		送迎加算の算定要件について	送迎加算について、法人等種別コードとの関連が正しいことを確認するための点検を追加する。
4	支払等業務	○		医療連携体制加算の算定要件について	医療連携体制加算について、算定要件に関する点検を追加する。
5	支払等業務	○		緊急短期入所受入加算(Ⅱ)の算定要件について	緊急短期入所受入加算(Ⅱ)について、算定要件に関する点検を追加する。
6	支払等業務	○		重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定要件について	重度障害者支援加算(Ⅱ)について、算定要件に関する点検を変更する。
7	支払等業務	○		生活訓練利用期間に関する点検について	生活訓練利用期間に応じた請求であることを確認する点検を追加する。
8	支払等業務	○	○	相談支援のモニタリング日について	上限額管理加算について、モニタリング日に関する点検を変更する。
9	支払等業務	○		集中支援加算と退院・退所月加算の併給について	集中支援加算と退院・退所月加算について、併給に関する点検を追加する。
10	支払等業務	○	○	障害児施設区分に関する点検について	障害児施設区分の関連が正しいことを確認する点検を追加する。
11	支払等業務	○	○	補足給付費に関する点検について	補足給付費について、サービス種類との整合性に関する点検を変更する。
12	支払等業務	○	○	減算に関する点検の改善について	サービス管理責任者等欠員、指導員等欠員、定員超過に関する減算の点検を変更する。

No	対象業務	対象(※)		タイトル	概要
		者	児		
13	支払等業務	○		緊急時支援の場合のサービス提供実績記録票について	緊急時支援を行った場合、実績記録票と請求明細書を突合する点検を追加する。
14	支払等業務	○		体験利用支援加算のみの場合の請求のサービス提供実績記録票について	体験利用支援加算のみを請求した場合、実績記録票と請求明細書を突合する点検を変更する。
15	支払等業務	○		利用日数管理票の対象期間について	利用日数管理票対象期間が999ヶ月を超える場合、点検が正常に行われるよう点検を変更する。
16	支払等業務	○	○	エラーメッセージの変更について	一部のエラーメッセージを変更する。

1. 所得区分コードと支給決定情報の関連について

1. 現状

受給者異動／訂正連絡票情報(基本情報)、または受給者台帳(基本)(※1)の所得区分コードが「99:その他」の場合でも、受給者異動／訂正連絡票情報(支給決定情報)、または受給者台帳(支給決定)(※2)のサービス種類(決定サービスコードの上2桁)が「52:計画相談支援」、「53:地域移行支援」及び「54:地域定着支援」(※3)以外の登録が可能である。

2. 対応

受給者異動／訂正連絡票情報(基本情報)、または受給者台帳(基本)(※1)の所得区分コードと受給者異動／訂正連絡票情報(支給決定情報)、または受給者台帳(支給決定)(※2)のサービス種類(決定サービスコードの上2桁)が別表「サービス種類と所得区分コード」に示す関係であることの点検を追加する。

- ・MD40:所得区分コードと決定サービスコードの関連が不正(台帳⇄台帳)
- ・MD50:所得区分コードと決定サービスコードの関連が不正(連絡票⇄連絡票)
- ・MD60:所得区分コードと決定サービスコードの関連が不正(台帳⇄連絡票)

※1 障害児支援の場合、障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報(基本情報)、または障害児支援受給者台帳(基本)に置き換える。

※2 障害児支援の場合、障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報(支給決定情報)、または障害児支援受給者台帳(支給決定)に置き換える。

※3 障害児支援の場合、「55:障害児相談支援」に置き換える。

別表「サービス種類と所得区分コード」

	サービス種類	所得区分コード
障害福祉サービス	52:計画相談支援 53:地域移行支援 54:地域定着支援	01:生活保護、02:低所得1、03:低所得2、04:一般1、05:一般2、 99:その他
	上記以外	01:生活保護、02:低所得1、03:低所得2、04:一般1、05:一般2
障害児支援	55:障害児相談支援	01:生活保護、02:低所得1、03:低所得2、04:一般1、05:一般2、 99:その他
	上記以外	01:生活保護、02:低所得1、03:低所得2、04:一般1、05:一般2

2. 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の算定要件について

サービス種類: 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援以外のサービス

1. 現状

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算について、報酬告示では「国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。」とされているが、現在の支払等システムにおいては、法人等種別コードが「14: 国立施設」である事業所が算定していても「正常」となる。

2. 対応

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算について、報酬告示に記載のとおり、国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構においては、当該加算を算定できないようシステム改修を行う。

具体的には、「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算」の請求があった場合、事業所台帳(基本)(※)の法人等種別コードが「14: 国立施設」以外であることを確認する点検を新たに追加する。

【障害福祉サービス】

- ・PB14: ※受付: 国立施設は処遇改善加算を算定できません
- ・PB15: ※受付: 国立施設は処遇改善特別加算を算定できません

【障害児支援】

- ・PJ58: ※受付: 国立施設は処遇改善加算を算定できません
- ・PJ59: ※受付: 国立施設は処遇改善特別加算を算定できません

※ 障害児支援の場合、障害児施設台帳(基本)に置き換える。

3. 送迎加算の算定要件について

サービス種類: 生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、
宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)

1. 現状

「送迎加算」について、報酬告示では「国又は地方公共団体が設置する指定事業所(地方自治法第224条の2第3項の規程に基づく公の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。」とされているが、現在の支払等システムにおいては、法人等種別コードが「10: 地方公共団体(都道府県)」、「11: 地方公共団体(市町村)」、「12: 地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、または「14: 国立施設」である事業所が算定していても「正常」となる。

2. 対応

「送迎加算」について、報酬告示に記載のとおり、国又は地方公共団体が設置する指定事業所においては、当該加算を算定できないようシステム改修を行う。

具体的には、「送迎加算」の請求があった場合、事業所台帳(基本)の法人等種別コードが「10: 地方公共団体(都道府県)」、「11: 地方公共団体(市町村)」、「12: 地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、または「14: 国立施設」以外であることを確認する点検を新たに追加する。

- ・PB16: ※受付: 地方公共団体、国立施設は送迎加算を算定できません
- ・PB19: ※受付: 地方公共団体、国立施設は送迎加算(重度)を算定できません

4. 医療連携体制加算の算定要件について

サービス種類: 短期入所、自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練

1. 現状

短期入所における「医療連携体制加算」について、報酬告示では「医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者については、算定しない。」とされているが、現在の支払等システムにおいては、施設等の区分が「2: 医療型」である事業所が算定していても「正常」となる。

また、宿泊型自立訓練及び自立訓練(生活訓練)における「医療連携体制加算」について、報酬告示では「看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。」とされているが、現在の支払等システムにおいては、看護職員配置加算の届け出をしている事業所が算定していても「正常」となる。

2. 対応

「医療連携体制加算」について、報酬告示に記載のとおり、当該加算の算定要件を満たしていない事業所においては、当該加算を算定できないようシステム改修を行う。

具体的には、「医療連携体制加算」について、以下であることを確認する点検を新たに追加する。

- ①短期入所サービスにおいて、「医療連携体制加算(Ⅰ～Ⅳのいずれか)」の請求があった場合、事業所台帳(サービス)の施設等の区分が「2: 医療型」以外であること。
- ②宿泊型自立訓練及び自立訓練(生活訓練)において、「医療連携体制加算(Ⅰ～Ⅳのいずれか)」の請求があった場合、事業所台帳(サービス)の看護職員配置加算の有無が「1: 無し」であること。

・PB17: ※受付: 医療連携体制加算の算定要件を満たしていません

5. 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)の算定要件について

サービス種類: 短期入所

1. 現状

短期入所サービスにおける「緊急短期入所受入加算(Ⅱ)」について、報酬告示では「医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している空床利用型事業所又は医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費及び緊急短期入所体制確保加算を算定している空床利用型事業所以外の事業所が、加算する。」とされているが、現在の支払等システムにおいては、施設等の区分が「2: 医療型」以外である事業所が算定していても「正常」となる。

2. 対応

「緊急短期入所受入加算(Ⅱ)」について、報酬告示に記載のとおり、当該加算の算定要件を満たしていない事業所においては、当該加算を算定できないようシステム改修を行う。

具体的には、「緊急短期入所受入加算(Ⅱ)」の請求があった場合、事業所台帳(サービス)の施設等の区分が「2: 医療型」であることを確認する点検を新たに追加する。

・PA01: ※受付: 施設等の区分の算定要件を満たしていません

6. 重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定要件について

サービス種類:施設入所支援

1. 現状

施設入所支援における「重度障害者支援加算(Ⅱ)(人員配置体制加算が算定されていない場合)」について、報酬告示では生活介護の人員配置体制加算が算定されていない利用者に対して、基準を満たした事業所において算定可能とされているが、現在の支払等システムでは、生活介護の人員配置区分が「01:(Ⅰ型(1.7:1以上))」「02:(Ⅱ型(2:1以上))」「03:(Ⅲ型(2.5:1以上))」である事業所が人員配置体制加算を算定せずに当該加算を算定した場合、「エラー」となる。

- ・PA17:受付:重度障害者支援加算の算定要件を満たしていません

2. 対応

「重度障害者支援加算(Ⅱ)(人員配置体制加算が算定されていない場合)」について、生活介護で人員配置体制加算の算定要件を満たしているが、人員配置体制加算を算定していない場合でも点検で「エラー」とならないようシステム改修を行う。

具体的には、「重度障害者支援加算(Ⅱ)(人員配置体制加算が算定されていない場合)」の請求の場合、生活介護の人員配置区分が「01:(Ⅰ型(1.7:1以上))」「02:(Ⅱ型(2:1以上))」「03:(Ⅲ型(2.5:1以上))」である場合、点検の判定レベルを「警告」とし、市町村審査において算定可否を判断可能とする。

- ・PB18:※受付:重度障害者支援加算算定要件を満たしていない場合があります

7. 生活訓練利用期間に関する点検について

サービス種類: 宿泊型自立訓練

1. 現状

宿泊型自立訓練における「生活訓練サービス費(Ⅳ)」について、報酬告示では生活訓練利用期間が3年以内の場合と3年を超える場合とで報酬が異なるが、現在の支払等システムにおいては、生活訓練利用期間に依拠していても「正常」となる。

2. 対応

「生活訓練サービス費(Ⅳ)」について、報酬告示に記載のとおり、標準利用期間が3年間とされる利用者に対して、利用期間に応じた請求となるようシステム改修を行う。

具体的には、生活訓練利用期間について、以下であることを確認する点検を新たに追加する。

- ①利用期間が3年以内の場合の報酬を算定する場合、請求明細書(日数情報)のサービス開始日等・開始年月日からサービス提供年月までの期間が3年以内であること
- ②利用期間が3年を超える場合の報酬を算定する場合、請求明細書(日数情報)のサービス開始日等・開始年月日からサービス提供年月までの期間が3年を超えていること

・PA30: ※受付: 生活訓練利用期間に応じた請求ではありません

8. 相談支援のモニタリング日について

サービス種類: 計画相談支援、障害児相談支援

1. 現状

計画相談支援(※1)において、上限額管理加算のみ(請求サービスコード「525010: 計画相談上限額管理加算」(※2))を請求する場合、計画相談支援給付費請求書(※3)のモニタリング日の記載は必要ないが、現在の支払等システムにおいては、当該加算のみの請求であってもモニタリング日が記載されていない場合、「警告」として、以下のメッセージが出力される。

・EE35: ※受付: モニタリング日が記載されていません

2. 対応

計画相談支援(※1)において、上限額管理加算のみ(請求サービスコード「525010: 計画相談上限額管理加算」(※2))の請求の場合、モニタリング日が設定されていることの点検を実施しないようシステム改修を行う。

具体的には、上限額管理加算のみの請求があった場合、計画相談支援給付費請求書(※3)のモニタリング日が記載されていなくても「正常」となるよう点検を変更する。

※1 障害児支援の場合、障害児相談支援に置き換える

※2 障害児支援の場合、「555370: 児童相談上限額管理加算」に置き換える

※3 障害児支援の場合、障害児相談支援給付費請求書に置き換える

9. 集中支援加算と退院・退所月加算の併給について

サービス種類: 地域移行支援

1. 現状

地域移行支援における「集中支援加算」と「退院・退所月加算」について、報酬告示では「退院・退所月加算」が算定される月に「集中支援加算」を算定することはできないとされているが、現在の支払等システムにおいては、「退院・退所月加算」と「集中支援加算」を同月に算定していても「正常」となる。

2. 対応

「集中支援加算」と「退院・退所月加算」について、報酬告示に記載のとおり、「集中支援加算」と「退院・退所月加算」を同月に算定できないようシステム改修を行う。

具体的には、「集中支援加算」、または「退院・退所月加算」の請求があった場合、当該加算が同月に請求されていないことを確認する点検を新たに追加する。

・EF21: ※受付: 集中支援加算と退院・退所月加算は併給できません

10. 障害児施設区分に関する点検について

サービス種類: 児童発達支援、放課後等デイサービス

1. 現状

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける報酬について、報酬告示では主として受け入れる障害種別により報酬が異なるが、現在の支払等システムにおいては、主として受け入れる障害種別に応じていなくても「正常」となる。

2. 対応

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける報酬について、報酬告示に記載のとおり、主として受け入れる障害種別に応じた請求となるようシステム改修を行う。

具体的には、本体報酬と障害児施設台帳(サービス)の障害児施設区分が別表「サービス内容と障害児施設区分」の関係であることを確認する点検を新たに追加する。

・PJ44 : ※受付: 障害児施設区分の算定要件を満たしていません

別表「サービス内容と障害児施設区分」

サービス種類	サービス内容		障害児施設区分
児童発達支援	児童発達支援センターで行う場合	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	01: 重症心身障害以外の場合、02: 重症心身障害の場合
		難聴児の場合	01: 重症心身障害以外の場合
		重症心身障害児の場合	02: 重症心身障害の場合
	児童発達支援センター以外で行う場合	障害児(重症心身障害児を除く)の場合	01: 重症心身障害以外の場合、02: 重症心身障害の場合
放課後等 デイサービス	障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	01: 重症心身障害以外の場合、02: 重症心身障害の場合
		重症心身障害児に授業終了後に行う場合	
	障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	重症心身障害児に授業終了後に行う場合	02: 重症心身障害の場合
		重症心身障害児に休業日に行う場合	

11. 補足給付費に関する点検について

1. 現状

特定障害者特別給付費(※)については、以下のサービス種類の場合に算定が可能であるが、現在の支払等システムでは、対象外のサービスにおいて当該給付費の請求があった場合でも「正常」となることがある。

【障害福祉サービス】

「32:施設入所支援」、「81:身体入所更正」、「83:身体入所療護」、「85:身体入所授産」、「91:知的入所更生」、「93:知的入所授産」

【障害児支援】

「11:知的障害児施設」、「13:第2種自閉症児施設」、「31:盲児施設」、「32:ろうあ児施設」、「43:肢体不自由児療護施設」、「71:障害児入所支援」

2. 対応

特定障害者特別給付費(※)について、対象外のサービスにおいて、当該給付費を請求できないようシステム改修を行う。具体的には、特定障害者特別給付費(※)の請求があった場合、対象のサービス種類であることを確認する点検を新たに追加する。

【障害福祉サービス】

- ・EK38 : 受付: 特定障害者特別給付費・算定日額の設定はできません
- ・EK39 : 受付: 特定障害者特別給付費・日数の設定はできません
- ・EK40 : 受付: 特定障害者特別給付費・給付費請求額の設定はできません
- ・EK41 : 受付: 特定障害者特別給付費・実費算定額の設定はできません

【障害児支援】

- ・EK42 : 受付: 特定入所障害児食事等給付費・算定日額の設定はできません
- ・EK43 : 受付: 特定入所障害児食事等給付費・日数の設定はできません
- ・EK44 : 受付: 特定入所障害児食事等給付費・給付費請求額の設定はできません
- ・EK45 : 受付: 特定入所障害児食事等給付費・実費算定額の設定はできません

※ 障害児支援の場合、特定入所障害児食費等給付費に置き換える。

12. 減算に関する点検の改善について①

サービス種類:療養介護、生活介護、短期入所

1. 現状

療養介護の「経過的療養介護サービス費(Ⅱ)」、生活介護の「経過的な生活介護サービス費」及び短期入所の「基準該当短期入所サービス費」について、報酬告示では「従業者の員数が基準に満たない場合」の減算は適用されないが、現在の支払等システムにおいては、事業所台帳(サービス)の職員欠如による減算の有無が「2:有り」の場合、「エラー」として、以下のメッセージが出力される。

・PA63 : 受付: サービス管理責任者等欠員の請求ではありません

2. 対応

「経過的療養介護サービス費(Ⅱ)」、「経過的な生活介護サービス費」及び「基準該当短期入所サービス費」について、報酬告示に記載のとおり、「従業者の員数が基準に満たない場合」の減算にかかる点検を実施しないようシステム改修を行う。

具体的には、別表「PA63が出力されるサービスコード」に記載の請求サービスコードで請求があった場合、事業所台帳(サービス)の職員欠如による減算の有無が「2:有り」の場合でも「正常」となるよう点検を変更する。

別表「PA63が出力されるサービスコード」

サービス種類	請求サービスコード	サービス内容
療養介護	211711～211714 218711～218714	経過的療養介護サービス費(Ⅱ)
生活介護	224111～224334 227111～227334	経過的生活介護サービス費(知的障害児)
	224341～224394 227341～227394	経過的生活介護サービス費(自閉症児)
	224401～224598 224601～224798	経過的生活介護サービス費(盲児)
	224601～224798 227601～227798	経過的生活介護サービス費(ろうあ児)
	224801～224834 227801～227834	経過的生活介護サービス費(肢体不自由児)
	221552	基準該当生活介護Ⅱ
	221553	基準該当生活介護Ⅰ・開所減
	221554	基準該当生活介護Ⅱ・開所減
短期入所	241213	基準該当短期入所Ⅰ
	241313	基準該当短期入所Ⅱ

12. 減算に関する点検の改善について②

サービス種類: 児童発達支援、放課後等デイサービス

1. 現状

児童発達支援の「児童発達支援センターで行う場合」及び「児童発達支援センター以外で行う場合（重症心身障害児の場合）」、放課後等デイサービスの「重症心身障害児に行う場合」について、報酬告示では「指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合」の減算は適用されないが、現在の支払等システムにおいては、障害児施設台帳（サービス）の職員等欠如による減算の有無が「2:有り」の場合、「エラー」として、以下のメッセージが出力される。

・PJ49 : 受付: 指導員等欠員の請求ではありません

2. 対応

児童発達支援の「児童発達支援センターで行う場合」及び「児童発達支援センター以外で行う場合（重症心身障害児の場合）」、放課後等デイサービスの「重症心身障害児に行う場合」について、報酬告示に記載のとおり、「指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合」の減算にかかる点検を実施しないようシステム改修を行う。

具体的には、別表「PJ49が出力されるサービスコード」に記載の請求サービスコードで請求があった場合、障害児施設台帳（サービス）の職員欠如による減算の有無が「2:有り」の場合でも「正常」となるよう点検を変更する。

別表「PJ49が出力されるサービスコード」

サービス種類	請求サービスコード	サービス内容
児童発達支援	611111～611246 618111～618246	児童発達支援センターで行う場合(障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合)
	611311～611348 618311～618348	児童発達支援センターで行う場合(難聴児の場合)
	611411～611438 618411～618438	児童発達支援センターで行う場合(重症心身障害児の場合)
	611611～611634 618611～618634	児童発達支援センター以外で行う場合(重症心身障害児の場合)
放課後等デイサービス	631311～631332 638311～638332	重症心身障害児に授業終了後に行う場合
	631411～631434 638411～638434	重症心身障害児に休業日に行う場合

12. 減算に関する点検の改善について③

サービス種類: 医療型児童発達支援、医療型障害児入所支援

1. 現状

医療型児童発達支援の「指定医療機関で行う場合」及び医療型障害児入所支援の「指定医療機関で行う場合」について、報酬告示では、「利用者の数が利用定員を超える場合」の減算は適用されないが、現在の支払等システムにおいては、障害児施設台帳(サービス)の利用定員超過による減算の有無が「2: 有り」の場合、「エラー」として、以下のメッセージが出力される。

・PJ04 : 受付: 定員超過による減算の請求ではありません

2. 対応

医療型児童発達支援の「指定医療機関で行う場合」及び医療型障害児入所支援の「指定医療機関で行う場合」について、報酬告示に記載のとおり、「利用者の数が利用定員を超える場合」の減算にかかる点検を実施しないようシステム改修を行う。

具体的には、別表「PJ04が出力されるサービスコード」に記載の請求サービスコードで請求があった場合、障害児施設台帳(サービス)の利用定員超過による減算の有無が「2: 有り」の場合でも「正常」となるよう点検を変更する。

別表「PJ04が出力されるサービスコード」

サービス種類	請求サービスコード	サービス内容
医療型児童発達支援	621211、621212	指定医療機関(肢体不自由児の場合)
	621221、621222	指定医療機関(重症心身障害児の場合)
医療型障害児入所支援	721211	指定医療機関(肢体不自由児の場合)
	721221	指定医療機関(重症心身障害児の場合)

13. 緊急時支援の場合のサービス提供実績記録票について

サービス種類: 地域定着支援

1. 現状

地域定着支援における「緊急時支援(請求サービスコード「541211:地域定着緊急時支援」)」について、当該報酬を請求する場合、サービス提供実績記録票への記載が必要となるが、現在の支払等システムにおいては、当該報酬の請求があり、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票が提出されていない場合でも「正常」となる。

2. 対応

「緊急時支援(請求サービスコード「541211:地域定着緊急時支援」)」について、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票が提出されるようシステム改修を行う。

具体的には、当該報酬の請求があった場合、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票が提出されていることを確認する点検を新たに追加する。

・PP15 : ※支給量: 明細書のサービスに該当する実績記録票がありません

14. 体験利用支援加算のみの場合のサービス提供実績記録票について

サービス種類：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

1. 現状

「障害福祉サービスの体験利用支援加算（地域移行支援の「体験利用加算」を除く）」において、当該加算のみを請求する場合、サービス提供実績記録票への記載は必要ないが、現在の支払等システムにおいては、当該加算のみの請求であっても請求明細書に対応するサービス提供実績記録票が提出されていない場合、「警告」として、以下のメッセージが出力される。

・PP15：※支給量：明細書のサービスに該当する実績記録票がありません

2. 対応

「障害福祉サービスの体験利用支援加算（地域移行支援の「体験利用加算」を除く）」において、当該加算のみの請求の場合、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票の突合チェックを実施しないようシステム改修を行う。

具体的には、「障害福祉サービスの体験利用支援加算（地域移行支援の「体験利用加算」を除く）」のみの請求があった場合、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票の提出がなくても「正常」となるよう点検を変更する。

15. 利用日数管理票の対象期間について

サービス種類：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

1. 現状

日中活動サービスにおいて、利用日数の特例の適用を受ける場合、対象期間（3ヶ月以上1年以内の期間）等を都道府県知事に届け出を行うこととなっており、給付費の請求の際は、請求明細書情報の「利用日数管理票・対象期間開始（開始）」及び「利用日数管理票・対象期間開始（終了）」に設定することとなる。

現在の支払等システムにおいては、請求明細書情報に記載された利用日数管理票の対象期間が「3ヶ月未満」、または「1年を超える」場合、点検で「警告」となるが、対象期間が「999ヶ月」を超えた場合、システムで正しく処理を行うことができない。

2. 対応

請求明細書の利用日数管理票情報について、対象期間が「999ヶ月」を超えた場合でも点検処理が可能となるようシステム改修を行う。

具体的には、請求明細書情報の「利用日数管理票・対象期間開始（開始）」及び「利用日数管理票・対象期間開始（終了）」から算出する対象期間が「999ヶ月」を超えた場合、点検で「エラー」とする。

・EL70：受付：特例利用日数の期間が999ヶ月を超えています

16. エラーメッセージの変更について

1. 現状

- ①障害福祉サービスの利用日数の特例の点検においてエラーとなった場合、以下のメッセージを出力している。
 - ・EL19 : 受付: 特例利用日数の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません
- ②障害児支援の独自助成の点検においてエラーとなった場合、以下のメッセージを出力している。
 - ・EG34 : 資格: 助成有効期間外の都道府県です
 - ・EG35 : 資格: 独自助成を行っていない都道府県です
- ③障害児支援の障害児支援受給者台帳の点検においてエラーとなった場合、以下のメッセージを出力している。
 - ・EG01 : 資格: 障害児施設受給者台帳に該当の受給者情報が存在しません
 - ・EG07 : 資格: 障害児施設受給者台帳に該当のサービスが存在しません
 - ・EG33 : ※資格: 障害児施設受給者台帳記載の給付率と一致しません
 - ・EG37 : ※資格: 障害児施設受給者台帳の利用者負担上限月額と不一致
 - ・EG45 : 資格: 障害児施設受給者台帳で資格を喪失している受給者です

2. 対応

- ①障害福祉サービスの利用日数の特例の点検において、エラーとなった場合のメッセージを以下に変更する。
 - ・EL19 : 受付: 利用日数特例の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません
- ②障害児支援の独自助成の点検において、エラーとなった場合のメッセージを以下に変更する。
 - ・EG34 : 資格: 助成有効期間外の都道府県等です
 - ・EG35 : 資格: 独自助成を行っていない都道府県等です
- ③障害児支援の障害児支援受給者台帳の点検において、エラーとなった場合のメッセージを以下に変更する。
 - ・EG01 : 資格: 障害児 支援 受給者台帳に該当の受給者情報が存在しません
 - ・EG07 : 資格: 障害児 支援 受給者台帳に該当のサービスが存在しません
 - ・EG33 : ※資格: 障害児 支援 受給者台帳記載の給付率と一致しません
 - ・EG37 : ※資格: 障害児 支援 受給者台帳の利用者負担上限月額と不一致
 - ・EG45 : 資格: 障害児 支援 受給者台帳で資格を喪失している受給者です